

牛海綿状脳症(BSE)対策の充実強化に関する意見書

昨年9月に国内初の牛海綿状脳症(BSE)の感染牛が発生して以来、風評被害により牛肉消費の急激な減退と牛肉価格の暴落が現在も続き、畜産農家の経営は危機的状況に陥っております。

農林水産省の推計によれば、生産者をはじめとした関係業界で、昨年末で2千億円を超える被害額が報告され、現在でもその被害額は確実に拡大しているところであります。

このような状況を打開するためには、政府の責任において生産者等への支援措置を拡充強化するとともに、早急にBSEの発生源や感染経路の徹底した究明により消費者の不安を解消し、消費回復を図ることが喫緊の課題であります。

よって、政府におかれては、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 BSE発生原因を早期に究明し、発生要因を除去するとともに、一刻も早く消費回復が図られるよう、学校給食に対する牛肉利用の促進と牛肉消費のPR対策を抜本的に強化すること。
- 2 消費者から信頼されるトレーサビリティ(牛の総背番号制)を確立するため、生産から流通までの衛生管理システムと情報把握体制を早急に確立するとともに、その消費については政府の負担とすること。
- 3 BSE対応肉用牛肥育経営特別対策事業、子牛生産拡大奨励事業の特例措置及び金融支援対策を継続強化すること。
- 4 特定危険部位の焼却経費は全額政府の負担とし、政府による廃用牛の買い取りを進めるとともに、廃用牛処分を円滑に進めるため、と畜場の建設やと畜処理日等の設定を図ること。
- 5 肉骨粉在庫が滞留しているので、政府の責任により高度滅菌処理による牛専用のレンダリング処理施設の整備を図ること。
- 6 多様なBSE対策を法的検討も含めて迅速かつ効果的に行う十分な予算を確保するとともに、食品表示に対する消費者の信頼を取り戻すため、生鮮食品の表示について監視体制を充実強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成14年3月26日

(提出先)内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣